

57 野菜価格安定対策事業

【令和7年度予算概算決定額（所要額）15,618（15,621）百万円】

<対策のポイント>

野菜（指定野菜・特定野菜）の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、産地単位での計画的な生産・出荷に取り組むとともに、**価格低落時には生産者補給金等を交付**します。

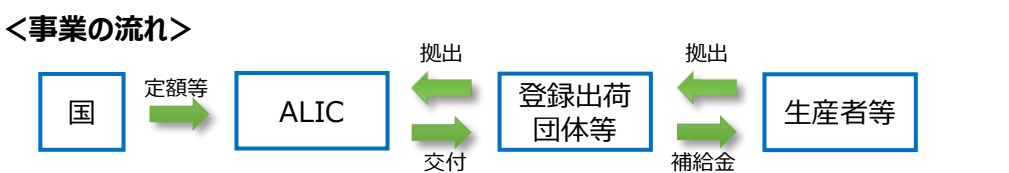
<政策目標>

野菜の取引価格の安定化（取引価格が平年比80%～120%に収まる期間の割合：56%〔平成28年度〕→ 68%〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 指定野菜価格安定対策事業
- 「指定産地」で生産され、卸売市場に出荷される「指定野菜」の価格が著しく低下した場合に、補給金を交付します。
2. 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業
- 「特定産地」で生産され、卸売市場に出荷される「特定野菜」等の価格が著しく低下した場合に、補給金を交付します。
3. 契約指定野菜安定供給事業
- 「指定産地」で生産される「指定野菜」の契約取引を対象に、不作時に不足分を市場から調達した場合等に、交付金等を交付します。
4. 契約特定野菜等安定供給促進事業
- 「特定産地」で生産される「特定野菜」等の契約取引を対象に、不作時に不足分を市場から調達した場合等に、交付金等を交付します。
5. 契約野菜収入確保モデル事業
- 産地を問わず、「指定野菜」の契約取引を対象に、契約数量の確保に必要な余裕作付分の出荷調整等を行った場合等に、交付金を交付します。
6. 緊急需給調整事業
- 「指定野菜」のうち重要野菜・調整野菜の価格が著しく低下し、出荷調整を行った場合等に、交付金を交付します。



【基本的仕組み】

「指定野菜価格安定対策事業」

「緊急需給調整事業」

価格

平均販売価額

保証基準額 (90%)

最低基準額 (60%)

平均価格 (100%)

この一部 (原則90%) につき補給金を交付

＜抛出割合＞
国:都道府県:生産者
= 3:1:1

価格

価格高騰時 (150%以上)

・産地調整 (出荷促進)
⇒平均価格の30%相当を助成

価格低落時 (80%以下)

・産地調整 (出荷抑制)
・加工用販売
・市場隔離 (有効利用等)
⇒平均価格の70%相当を助成

平均価格 (100%)

＜抛出割合＞
国:生産者 = 4:1

指定野菜（14品目）：国民消費生活上重要な野菜

キャベツ※、きゅうり、さといも、だいこん※、トマト、なす、にんじん※、ねぎ、はくさい※、ピーマン、レタス※、たまねぎ※、ばれいしょ、ほうれんそう ※は重要野菜または調整野菜

★ ブロッコリーを令和8年度事業から指定野菜に追加
(令和6～7年度に特定野菜からの移行準備を進め、令和8年度事業から適用)

特定野菜（35品目）：国民消費生活上や地域農業振興の観点から指定野菜に準ずる重要な野菜

アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、ししとうがらし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが

【お問い合わせ先】 農産局園芸作物課 (03-3502-5961)